## 2市1町の合併協議における基本的な協議事項について

1 合併の方式 新設合併とする。

2 市の名称 公募方式とする。

3 市役所の位置 法定協議会の結果を尊重する。

4 合併の期日 平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て、

知事に合併申請する。

5 財産の取扱 原則論とする。(「正・負」の財産をすべて新市が引き継

**(**`)

6 地域審議会の取扱い 市の平均面積 158.69 k m<sup>2</sup>、合併後の面積が 85.61 k m<sup>2</sup>で

市の平均面積の約半分であることや区長会等の意見を定

期的に聴取することで地域審議会は現在のところ考えて

いないが今後の議論に委ねる。

7 議会の議員の定数 定数は、46人以内とする。在任特例(法第7条第1項

及び任期の取り扱い 第1号)を使うことを前提にして、1年以内又は2年以内

で検討する。

8 地方税の取扱い 原則は標準税率を適用とするが、今後の議論に委ねる。

9 合併特例債の取扱い 対象事業は、法定協議会の中で十分協議されるべき案件

である。各市町の総合振興計画や懸案事項を含めて新し

い市のために有効的に活用する。

10 旧市役所・旧町役場 基本的な住民サービスを中心にコミュニティ活動支援の

の取扱い機能を備えた行政センター的な扱いとする。

11 市民生活に直結する 法定協議会の中で十分協議する項目であるが財政計画等

重要事項についてをにらみながらサービスは、高いほうに併せるよう努力

する。